

建設政策

関西交流ニュース

2014年11月

No. 211



NPO法人建設政策研究所関西支所発行

〒540-0035大阪市中央区釣鐘町1丁目1-1・AKレジデンス（旧・谷町秋田ビル）501号室

（tel）06-6941-6058 （fax）06-6941-6115 （E-mail）nre28145@nifty.com

郵便振替 00950-0-117703 ／ 近畿労働金庫大阪中央支店・普通 5210780

／口座名：建設政策研究所関西支所

（関西支所ホームページ）http://homepage3.nifty.com/kenseiken_kansai/

も く じ

◆情報と交流

*由良川の排水作業に従事して……西本健二

*多くの経験・報告から住民自治の大切さ認識……平田喜久男

◆消費税増税は三重苦～京建労賃金アンケートの結果から～……澤田鉄平

◆環状交差点（ラウンドアバウト）について……日朝洋明

◆日建連の「建設技能労働者の人材確保・育成に関する提言」に対する見解

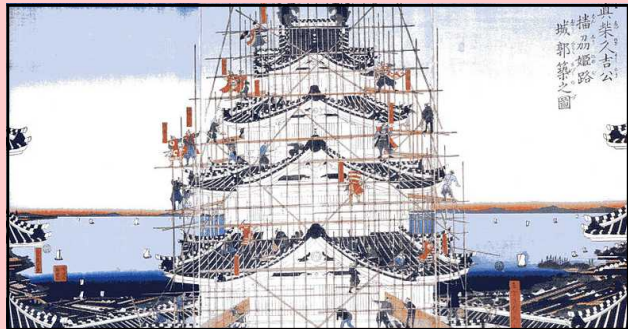
……NPO建設政策研究所

お知らせ 12月20日(土) 関西支所第20回定期総会&記念講演

【表紙の写真】白鷺城（はくろじょう・しらさぎじょう） 撮影：澤田鉄平

姫路城は、播磨国飾東郡姫路（現・兵庫県姫路市）にあった日本の名城。別名を白鷺城（はくろじょう・しらさぎじょう）という。来年春までは平成の大修理工事が行われているが、今年初夏に天守閣を覆っていた仮設が撤去され、まっ白く美しい姿を見ることができるようになった。（表紙の写真：撮影7月1日）

姫路城の始まりは1346年の赤松貞範による築城とする説が有力。その後、小寺氏が長く城主であったが、小寺則職が御着城へ移って以降、黒田重隆、職隆、孝高（官兵衛・如水）三代が城主を務めた。戦国時代の一時期、羽柴秀吉が城主の時代もあった。現存する姫路城の元は関ヶ原の戦いの後に城主となった池田輝政によって築城されたもので、江戸時代初期に建てられた天守や櫓などが国宝や重要文化財として今も見ることが出来る。



真柴久吉公播州姫路城郭築之図（Wikipediaより）

情報と交流のページ

8月の集中豪雨による福知山災害

由良川の排水作業に従事して

西本健二

8月16日から17日の明け方にかけて近畿北部で発生した集中豪雨により甚大な被害が発生しました。近畿地方整備局は被災地へ職員、災害対策車、道路清掃車などの派遣を行っており、姫路河川国道事務所の防災課で勤務している私も福知山河川国道事務所管内へ派遣されましたのでその報告を行います。

京都府福知山市では、気象庁の観測によると12時間の間に300ミリ近い雨量となり福知山市中心部にも大規模な浸水被害が発生しました。浸水した内水を排水するために姫路河川国道事務所からは排水ポンプ車3台、照明車2台、作業員さん8名とともに0泊2日で災害対応の応援に行ってきました。なお、災害対策用機械の支援体制は全体で排水ポンプ車16台、照明車9台で、機械系の職員6名、作業員さん約40人でした。

私には17日の2時過ぎに福知山への出勤指示がありました。姫路河川国道事務所管内では加古川大堰で洪水警戒体制となっており、加古川大堰からの放流による影響範囲の巡視を終えてた5時30分ごろに姫路河川国道事務所を出発しました。福知山には、当初、山陽自動車道路を経由して全て高速道路を使用して行く予定でしたが、福知山ICから福知山市内までの間の国道9号で土砂崩れが発生していたために播但自動車道路を経由し国道9号を北方向から福知山へ向かいました。

福知山市内は、国道9号の法面崩落や冠水、



市内の道路が広範囲に浸水していることに加え、堤防上の浸水被害を防ぐために大量の乗用車が駐車していて大型の災害対策車が堤防上を通れない場所もありました。そのために、福知山河川事務所の職員などに誘導してもらいながら由良川の堤防など灌水していない道路を探しながら現場に向かいました。また、災害対策車は大型車両なので堤防上でUターンすることは困難であることから、通行可能だろうというと思われる道路を私が先回りして通行可能かの確認をして通行するという方法をとりました。このようなことから現場に到着するまで相当時間がかかりました。なお、京都府や福知山市などの道路管理者が通行止めをしている道路もありましたが、事務所の連絡車は赤色回転等を取り付けた緊急指定車でしたので、通行止め箇所でもスムーズに通してもらえました。

姫路河川国道事務所が排水作業を担当した場所は、法川排水機へ排水はポンプ車と照明車を各1台、由良川左岸に土師川が合流する地点に排水ポンプ車と2台と照明車1台を設置して排水作業を行いました。私は主に由良川左岸に土師川が合流する地点で排水作業の状況確認を担当していましたが、民家や店舗が最深で1メートル以上冠水しており、なかなか内水が下がらないことから、木津川河川事務所（三重県名張市）から支援に入った排水ポンプ車2台と照明車1台も追加されましたが、17日の夕方にも短時間ではありましたが比較的強い雨が降ったこともあり、内水の排水が完了したのは17日の21時ごろとなりました。なお、排水ポンプ車の撤収作業は、作業の安全確保と深夜の作業音

をさけるために、18日の夜明けまで待って行いました。

地元の人によると、姫路が担当した土師川と由良川の合流点は冠水被害がたびたび発生するそうで、下水道の中継ポンプ場も完全に水没していました。地元の自治会長さんからは「消防のポンプ車を10台持ってきて浸からないようにして」と頼んだと言われていました。

また、私は背中に「国土交通省 近畿地方整備局」と大きな文字でプリントされている災害対策用の作業服を着ていましたので、「大阪から応援に来てくれている」と近所の住民の方々が伝えていただき、地元の方からはご苦労さんとたびたび声をかけられました。18日の早朝には近所の年配女性の方が、わざわざ私のところまで来てくれて、涙を流しながら何度も何度も頭を下げられ「おかげで早く水が引いた。2日ぶりに安心して寝ることができた。」とおっしゃられました。30年近くこの職場で勤務していますが、こんなに丁寧にお礼を言ってもらったのは初めての経験でした。

福知山河川事務所では、災害対策車の運用を機械担当の係長と係員の2名だけで担当していました。被災後には近畿地方整備局で災害対策車の運用担当の施工企画課から係長が1名事務所業務の支援に入りましたが、支援に入っている各事務所への作業指示や災害対策車の稼働状況の把握、事務所内の調整、近畿地方整備局や現場との連絡などを担当し、機械担当は災害対策車だけでなく、水門や内水排水用のポンプ施設も担当、今回の水害では河川だけでなく道路でも被害が発生したということで、現場から事務所へ電話をしても



話し中の場合が多くありました。今回は大規模な浸水被害が発生したことにより、道路の冠水がなくなっても、灌水した車両により道路の通行ができない場所が多く、通行可能な道路の把握や進入路の指示について相当大変そうでした。おそらく、福知山河川国道事務所の多くの職員は少なくとも3日間はほとんど寝ずに災害対応を行っていたと思います。

今回の災害対応を経験して、集中豪雨による冠水被害をゼロをめざすということは理想ですが、下水道施設の排水能力は集中豪雨に対応するだけの施設を建設することは非現実的ですし、内水排水用のポンプ施設も数10年に1回の確率で発生する雨に対して住宅の床上浸水を防ぐ計画で建設されていますから、浸水被害をゼロにすることは困難な課題です。しかし、人的な被害を出さない。不幸にして浸水被害が発生しても、早く排水して家に戻って安心して体を休めることができた。あるいは、被災前のように暮らせ、生業も被災前のように仕事をすることができるということは可能だと思います。それが、行政に求められることではないでしょうか。

私が内水の排水作業を担当した地域では、排水ポンプ車を使用しなくても樋門（小規模な水門）からの自然排水で次の日の朝までに排水できたと思います。でも排水ポンプ車を使用したことにより、その日の21時には完全に排水することができた、排水後も照明車を使用して一晩中監視し、もし、排水ポンプ車をセットしていたことにより雨が降ってきても排水ポンプ車で排水するという安心感を住民の方々にもっていただき、一晩だけではありませんが早く自宅でも休めてもらえたとしたらよかったと思います。



おさかの教育はいま？」について、大阪保育運動連絡会 嶋 浩章さんは「保育施策と規制緩和を巡って」と題して、大阪社会保障推進協議会事務局長 寺内 順子さんは「大阪府単位の国民健康保険では住民のいのちは守れない」と題して、大阪自治労連書記次長 渡辺 真千さんは「大阪における安心安全なまちづくりの取り組みについて」と題して、それぞれから現状報告と問題提起が行われました。

全体討論のなかでは、参加者から、赤バス廃止反対の運動や、堺市長選での橋下暴走政治ストップの思いと歴史的勝利の経験、厳しい財政状況の中でも国民保険で市町村が頑張っている実態、さらには「基礎自治体の多くは橋下市長、松井知事に反旗を翻している。」

など多くの発言があり、これらを受けて、主催者は「住民自治の大切さをあらためて認識した。地方分権・道州制に対する運動は長い闘いになる、あらたな一步を示そう」との閉会のあいさつで締めくくりました。

建設政策研究所 関西支所 理事 平田喜久男



お知らせ

建設政策研究所 関西支所 第20回定期総会 & 記念講演



2014年 12月 20日(土) 13:00開場 13:30～

エルおおさか 南館 7階 734号室 (総会・記念講演)

本館10階 宴会場 梅・寿 (レセプション)

【第1部】 第20回定期総会 13:30～14:45 (予定)

【第2部】 記念講演 15:00～16:30 (予定)

「(仮称) 建設産業をめぐる情勢と建設労働者の課題」

浅見和彦 専修大学教授

【第3部】 レセプション 17:00～19:00 (予定)

消費税増税は三重苦

京建労賃金アンケートの結果から

建設政策研究所関西支所 主任研究員 澤田 鉄平

1 はじめに

本稿では、2014年度全京都建築労働組合（以下、京建労という）賃金アンケートの自由回答から得られた、建設労働者の消費税増税問題について取り上げる。結論を先取りすれば、建設労働者にとって消費税増税は三重苦の問題だということである。すなわち、消費税増税の影響は、①仕事量の減少、②賃金減少、③生活費の上昇という3つの問題になって現れており、建設労働者の生活をより厳しいものにしていくのである。

本年度の京建労賃金アンケートでは、約17,000人の組合員のうち4,577人から回答を得た。京建労賃金アンケートは組合員から統計上も有用な数多くの回答が得られており、建設労働者の今を浮き彫りにできる重要な資料である。今回は本稿執筆に当たり、京建労からはアンケート調査の利用についてご快諾いただいた。この場を借りて御礼申し上げたい。

2 消費税増税による仕事量の減少

京建労賃金アンケートからは、とにかく仕事が少ないという意見が多数寄せられた。「増税による仕事の偏り」「消費税が4月から上がり受注が落ち込んで先行きが不安」「2月3月4月仕事がない、収入もない。生活やっつけいけない。」などである。このように、



消費税増税のあおりを受けて仕事が大きく減少しているとみる者が多い。そして、それゆえに先行き不安が生じており、やはり仕事量を増やしたいと考えて

いる。また、低賃金ゆえに仕事を増やしたいと考えているのかもしれない。「賃金より仕事を回して下さい。」「月25日仕事がほしい」などの声が出された。

3 実質的な賃金減少

消費税は増税されたが仕事の単価が変化せず、賃金にしわ寄せがきている状況を読み取ることができる意見があった。「消費税など税金が上がるが、仕事の単価が変わらないのがおかしいと思います。」「消費税が上がったにもかかわらず賃金は上がらない。大企業ばかりの優遇では生活は苦しくなるばかりです。」といった意見に見られるように、賃金・単価は上がっていない。また、個人事業主ならではの意見もあった。現行消費税は課税売上高が1,000万円以下の場合は国への支払いが免除されている。しかし、「単価が安いのに1,000万円を超えると消費税を支払わなければならないことに疑問を抱きます。」というように、請負金額が1,000万円を超えれば国への支払いが生じるため、その分は自分の手取りから差し引かなければならない。

その背景には消費税増税分を回収することができない実態が見えてくる。「増税の影響が値引きの要求が増大した」「消費税の請負金額からの値引き。」「消費税のことですが、未だに消費税込みの工事金額だと言われてしまってます。正直8%になって少しは払ってくれるかと思いましたが、やっぱり立場が弱いので言えません。どうすればいいのか・・・。」「元請に対してなかなか賃金を上げてくれと言いつらい。元請の言葉を聴くとき無理がいえない部分もあり難しい。消費税は上がる、年金は下がる。」といったように、消費

増税分を請負金額に乗せて回収することができない状況である。

特に得意先が2次下請以下では、増税分を回収することがますます困難なようである。

「消費税が上がり、会社に上乗せして請求したが(消費税分)、自分のところの会社も仕事をもらっているところから消費税分もらえていないので、支払えないといわれた。仕事をもらっている立場なので強くいえない。大手のところから仕事をもらっているわけではなく、中小企業が相手なので泣き寝入りです。」との意見からは、重層下請構造の中で元請や1次下請から回収できない消費税分が下請や建設労働者の負担になっている様がよくわかる。

4 生活を直撃する消費税

消費税増税が生活に悪影響を及ぼしているとする意見もあった。「不景気で生活が苦しいので消費税を上げてほしくない。私の周りの人もみんな高齢者の人ばかりなのにきつい掃除の仕事していらっやいます。こういう世の中はおかしいと思います。高齢者に優しい世の中になってほしいと思います。」「今年から税金が上がり、支払いは増える一方、

一日の賃金は上がり、これ以上負担が増えるのは生活が厳しい。」といった意見からは、建設労働者にとって消費税増税が、収入減に加えて消費者物価を引き上げ、生活費の上昇をもたらしていることが分かるのである。

5 まとめ

以上に見たように、2014年4月の消費税増税は建設労働者にとって三重苦をもたらしている。京建労賃金アンケートでは、特に消費税について問うた設問は設けていないにもかかわらず、多くの回答者が消費税について言及した。消費税増税がいかに多くの建設労働者の生活を苦しめるものであるか、このことから明らかである。

年末に向けて消費税10%への増税が判断されていくが、10%へと引き上げられたら仕事はますます減り、賃金は減り、そして生活費を上昇させることになる。こうしたなかでやはり重要なのは、消費税増税に対する反対の運動の拡大であろう。個々の組合の取り組みだけでなく、組合間の横断的取り組み、下請中小企業との連携など、多面的な活動が求められる時期に来ているのである。

環状交差点（ラウンドアバウト）について

国土交通労組 近畿地方協議会 事務局長 日朝 洋明

平成26年9月1日から環状交差点（ラウンドアバウト）という交差点が新たな交通方法として定められました。日本国内でも少なく、馴染みのないこの交差点について紹介します。

環状交差点（ラウンドアバウト）とは

信号のない通行する部分が環状の交差点のことで、道交票制により、車は右回り（時計回りに通行することが指定されます。交差点での待ち時間の減少

や交通事故の減少を期待し社会実験を経て日本でも導入することになりました。



交通ルールは？

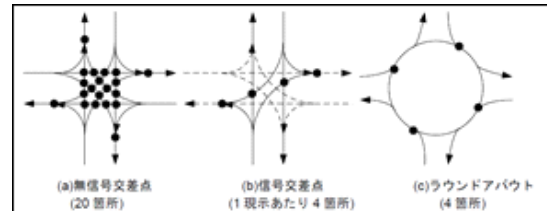
この交通票制がある交差点では、進入する車は

①右回り（時計回り）通行で、できる限り左端を走行する。②環状内の車を優先する。③交差点には安全な速度で横断する歩行者に注意し侵入する。④出たい地点で左折の方向指示器を出し流出する。ということになります。

環状交差点の効果

交差点内でのスピードは遅くなり、図1のように自動車同士が従来の信号有り・無し of 交差点より、車の交錯箇所が少なくなるため、車同士の事故の減少が期待されています。

図1 平面交差点での車両の交錯点



これからのまちづくり政策に

国土交通労働組合では、誰もが安全・安心に暮らすことができるまちづくり政策をつくり、その基本ポイントに、化石燃料を前提としない交通システムや交通死亡事故ゼロの交通運輸政策への転換をおいています。

今回施行される環状交差点（ラウンドアバウト）による交差点処理については、下記のように、外国の事例で証明されているように交通事故が減少しています。国の公共事業政策では、高速道路の建設により通過交通の排除や都市内交通量を減らす対策大規模な高速道路等の建設が中心ですが、交通死亡事故を無くすには身近な場所での対策が必要です。そのためにも環状交差点は有効です。

今後とも、生活に密着した事業を推進し、交通死亡事故ゼロを掲げ運動していきたいと思えます。

<出典>

交差点鳥瞰図、図1、表1.2 ; ラウンドアバウトの計画・設計ガイドより



環状交差点啓発ポスターと道路交通標識

以前の制御方式	死亡事故 + 負傷事故	負傷事故
信号制御 9 交差点	-48%	-78%
無信号(4 方向一時停止) 34 交差点	-44%	-82%

※それぞれラウンドアバウト設置前を 100%とする。
 (出典) Bhagwant P and David, H. (2005) NCHRP 3-65 Applying roundabouts in the United States; Safety: Primary Findings, National Roundabout Conference.

日建連の「建設技能労働者の 人材確保・育成に関する提言」 に対する見解

2014年8月5日

NPO法人 建設政策研究所

日本建設業連合会(中村満義会長 以下「日建連」)は「建設技能労働者の人材確保・育成に関する提言」(以下「新提言」)を発表した(2014年4月18日付)。

「新提言」は7項目に渡っているが、2009年4月に発表した同名称の提言(以下「旧提言」)の問題意識を引き継ぎつつ、今日の建設産業情勢の課題を踏まえて、より具体的な内容に改定し新提言としてまとめたものである。

この5年間に東日本大震災という未曾有の大災害からの復旧・復興活動や自公政権の復活による公共事業の急拡大、東京オリンピック開催決定など、建設市場が様変わりする中で、建設技能労働者の不足解消、処遇の改善などの課題がいつそう緊急性を増してきた。

建設政策研究所では「新提言」が技能労働者の処遇改善策として積極的内容を含むものと受け止め、その実現への取り組みを含め以下のような見解を明らかにする。

1. 「新提言」の全体的特徴及び見解

1. 「新提言」の全体的特徴

1) 「旧提言」の5項目に加え、「社会保険未加入対策の推進」、「技能の『見える化』の推進」の2項目を加え7項目の提言としたこと

「旧提言」以降、国土交通省の「建設産業戦略会議」の中で検討された「社会保険未加入対策」および日建連から国土交

通省に要望した「就労管理システム」構築の推進が追加提言された。

2) 「新提言」には技能労働者の年収の全産業平均レベルの確保など積極的内容が含まれている。しかし、その実行は「旧提言」と同様、会員企業の自発性を基本としており、日建連理事会のイニシアティブが不明である。

2. 「新提言」に対する全体的な観点からの見解

1) 「新提言」は、5年前の「旧提言」が会員企業に浸透せず、賃金をはじめそれぞれの目標が実現に至らなかったことへの真剣な総括から出発すべきである。

「旧提言」が実現に至らなかった要因として、「はじめに」において「経営環境の急激な悪化に阻まれ」たことが述べられている。確かに2009年にはリーマン・ショック後の影響もあったが、2013年4月には公共工事設計労務単価が大幅に引き上げられており、技能労働者の賃金引き上げ条件が改善したにもかかわらず、賃金水準はほとんど上がっていない。作業所の労働時間や労働環境も5年前より悪化しており、日建連会員企業が賃金など労働条件の改善に真剣に取り組んだとは言いがたい。この要因として、「旧提言」の「おわりに」に「日建連会員企業が自発的かつ積極的に取り組む姿勢を基本とし…」とあるように、日建連が提言をまとめたも、その実行は会員企業の自発性に任せるという姿勢であるため、会員企業が真剣に取り組まなかったと推測される。

この点を真剣に総括することなしに「新提言」が十分な効果をあげることは期待できない。

2) 日建連と会員企業との関係に「新提言」実行の一定の拘束性を確認すべきである

日建連理事会の構成は、代表理事を鹿島、大成、清水の各社長、筆頭理事を大林、竹中の社長が担っている。そして準大手・中堅ゼネコン41社の役員が理事に選出されている。大手ゼネコン5社の社長を含め、理事会において会員企業に実行

への拘束力を持たせる真剣な討論と確認を行うことが責任ある組織としての義務である。

- 3) 日建連は建設労働組合との胸襟を開いた話し合いで処遇に関する労働協約の締結を「はじめに」では「建設業界の大きな課題は、労働力の量のみならず、技能の継承という点でもまさに世代交代による将来の担い手確保こそが当業界の喫緊の課題なのである。そしてこの問題の解決のためには、長年にわたる厳しい経営環境の中で悪化した技能労働者の処遇の抜本的改善が不可欠なのである」と述べている。技能労働者の処遇の抜本的改善は当の技能労働者こそが最も強く望んでいることであり、技能労働者を組織する労働組合の重要な課題でもある。日建連は業界の喫緊の課題を解決する上で、技能労働者の要求に耳を傾け、建設労働組合をパートナーとして労使の交渉機構を確立し、賃金をはじめとする労働環境改善や技能育成について双方胸襟を開いた話し合いをするテーブルを設けること。双方の合意にもとづき処遇に関する労働協約の締結を図ることが課題解決の早道である。

また、建設労働組合の全国組織は日建連の提言を積極的に受け止め、労働組合側の産別交渉の意思統一を図り、体制づくりを早急に行うことが求められる。

II. 「新提言」の主要個別テーマの特徴及び見解

1. 「建設技能労働者の賃金改善」の特徴及び見解

1) 特徴

- (1) 技能労働者の年収への新たな目標を提示したこと

第1には、年収の水準を全産業平均レベルとなるよう努めるとしたこと。

2012年の比較では全産業労働者の平均年収530万円に対し建設技能労働者の平均年収は392万円と26.1%低い。これを全

産業平均レベルに近づけていくことが、建設業への入職者の確保につながるとしている。

第2には、「旧提言」が優良技能者の標準目標年収としたのに対し、「新提言」では若い世代も含めた建設技能労働者全体の年収を引き上げること为目标としたこと。

そのため、「旧提言」では優良技能者の標準目標年収を600万円としたが、「新提言」では40歳代の平均目標年収を600万円とした。

- (2) 建設技能労働者の年間労務賃金水準が全産業労働者平均レベルとなるよう発注者に相当する労務賃金の積算を求めていること

「新提言」では、「建設技能労働者の労務賃金上昇は、社会情勢として適切などころまでは容認される必要があり、全産業労働者平均と同等の平均年収となることをめざす」としている。つまり、建設技能労働者の賃金水準を全産業レベルに引き上げることは社会情勢として容認されるべきであると述べ、公共・民間発注者に対して全産業平均に相当する労務賃金の積算を求めている。

- (3) 元請・下請契約において法定福利費を内訳明示した見積書の活用を推進し、複合単価における労務賃金と施工歩掛を明確にし、施工歩掛による折衝・契約価格の合意形成を実施する仕組みを提言していること

元請・下請の材工一括契約において労務賃金(単価)は全産業平均と同等とし、法定福利費は内訳明示した下請からの見積書に基づくものとする事により、施工歩掛のみが折衝の対象となる仕組みを確立するとしている。このことにより労務賃金を中間搾取する不適格下請業者が排除され重層下請構造の改善が進むことも同時に提言している。

2) 見解

- (1) 元請は民間発注者から全産業平均の賃金水準確保に要する「適正な受注活

動」を行う強い姿勢が必要

日建連は「『適正な受注活動の実施』により労務賃金を毀損させないという元請会社の強い姿勢が重要である」と述べている。

確かに、公共工事については、設計労務単価の引き続く引き上げ、入札制度の改善等により元請受注レベルから他産業並みの労務賃金を確保できる可能性はある。しかし、建設事業の約6割を占める民間工事発注者に対して元請がどの程度強い姿勢で臨めるか、発注者の安値積算工事に対して元請が受注拒否を実行する強い姿勢が必要である。

また、国土交通省は建設業法19条の3（不当に低い請負代金の禁止）を発動するなど、民間発注者の取り締まり、悪質な違反者への処分を強化すべきである。

- (2) 元請は下請契約に際し、材工一括契約の中で法定福利費を別枠で支給すること、及び元請は下請業者から提出の見積書内訳に対して施工歩掛を不当に厳しくしないことが元請・下請契約の合意形成の前提とすべきである。
- (3) 発注者の設計労務単価の上昇が技能労働者の賃金として確実に行き渡らせる仕組みの確立を

公共工事設計労務単価が2013年度、2014年度と2年連続して引き上げられ、2012年度比22.2%（51職種単純平均）上昇した。しかし、技能労働者の賃金実態は一部職種を除いて上昇しないまま推移している。

現状では、元請受注レベルで労務単価が上昇しても、上昇分が技能労働者に確実に反映される仕組みが形成されていない。そのため、公共工事に対しては公契約法・条例を国及び全地方自治体において制定すること。また、元請（団体）と建設労働組合との産別労使交渉機構づくりと労働協約締結などの仕組みの確立が早急に求められる。

2. 「重層下請構造改善」の特徴と見解

1) 特徴

- (1) 下請層次を4年後までに原則二次までをめざすとしており、基本的方針は「旧提言」と変わらない。

「旧提言」では、2009年から5年後を目途に二次以内を最終目標としてめざすとしていたが、会員会社で二次以内を目標に取り組んでいるのは140社中13社に過ぎない。そのため、新たに2018年7月まで期限を延長するとしている。

- (2) 2014年度中に会員企業に次数目標を設定し、目標達成に向けた取組みを決めた。

2) 見解

- (1) 歴史的には日建連会員企業が下請の責任施工、労務下請の二次以下化などを促進してきた経緯がある。元請が収益確保のために外注費削減の仕組みとして重層下請構造を育成・温存してきたことを反省するとともに、日建連は安易に三次以下下請の使用禁止を指導すべきではない。

- (2) 日建連は、下請業者の採算悪化と経営規模の縮小による施工力の低下、施工業種の細分化が重層下請構造深化につながっていることを理解し、下請の安定した仕事の確保と経営改善を視野に入れた元請・下請契約を行うよう会員企業に指導すべきである。

- (3) 日建連は、下請業者が将来的に技能労働者を直接（正規）雇用し直接施工を行うことができるよう、下請業者及び技能労働者の育成に積極的に取り組むべきである。

3. 「作業所労働時間・労働環境の改善」の特徴と見解

1) 特徴

- (1) 「作業所の全日曜日の閉所、土曜日の月2回閉所を目指す」という「旧提言」と同様の提言を行っている。しかし、「旧提言」以降3年間で全日曜日閉所率は83%から80%に低下、

土曜日の月2回閉所率は25%から18.5%に低下している。そしてその要因として「厳しい受注環境の反映」を挙げている。

- (2) 新たに「『適正工期の確保』に向けて、関係方面に対して強力な働きかけを行っていく」という項目を追加した。

今後、東日本大震災復興事業の本格化、東京オリンピック開催決定による建設需要の増大が予想され、技能労働者不足がますます深刻化すれば、労働時間の改善は極めて厳しくなる、と懸念を示し「適正工期の確保」の活動と未達成要因の調査・対策の立案実施等を掲げている。

2) 見解

- (1) 「旧提言」以降土曜・日曜日の閉所率が悪化した要因を日建連として真剣に検討した上で「新提言」を打ち出すべきである。

日本建設産業職員労働組合協議会（略称：日建協）が実施した2013年11月の「時短アンケート」結果によると、元請組合員のうち現場勤務者の約半数が月80時間以上の残業を行っている。このうち約40%が日曜日など休日勤務によるものとなっている。また、残業の多い要因として最も多いのが「仕事が多い」で、「仕事の絶対量が多すぎて与えられた人員や工程では時間内で処理することは難しい」とコメントしている。現場配置技術者数などを含め、健康管理の立場から閉所率悪化の要因を真剣に検討すべきである。

- (2) 「新提言」において「適正工期の確保」を追加したことは、土・日曜日閉所が困難という責任を発注者に被せていることになる。日建連会員企業が発注者の「不適正工期」を把握しつつ受注しているところに最大の問題がある。そして受注後の工程の組立が発注者の工期をもとに行い、そのしわ寄せを現場従事者に被せている。「発注者の工期設定が「不適正」である場合は受注回避すべきである。

また、「不適正」を承知で受注した場合は、現場従事者にしわ寄せされない人員配置、現場支援体制等、従事者の健康に配慮した労働時間管理を行う必要がある。

4. 「社会保険未加入対策の推進」の特徴と見解

1) 特徴

- (1) 国土交通省の施策に対応して、

- ① 2017年度までに下請会社について100%加入、労働者単位では製造業相当の加入を目指し、下請会社と連携した確認指導を強化推進する。
- ② 2014年度中に原則としてすべての工事において一次下請会社を社会保険加入業者に限定するとともに、元請会社として社会保険加入を促進する。

という方針を打ち出した。

- (2) 日建連の取組みとして、「法定福利費の適正な確保」を最重要課題として位置づけ、元請受注時と下請契約時に法定福利費の確保の実現を図っていくことを明確にした。
- (3) 下請業者に対し技能労働者への法定福利費を含む賃金の支払いの確実な履行を促し、その把握のため就労管理システムの構築が必要不可欠とした。

2) 見解

- (1) 2017年度までに下請業者が社会保険に100%加入するとしているが、下請業者からの法定福利費別枠明示の見積書による請求が確実に履行されることを前提とすべきである。
- (2) 2014年度中に一次下請業者の社会保険加入を前提とした下請契約を行うとしているが、その際に、雇用労働者の請負労働者化につながらないよう柔軟な対応をすべきである。
- (3) 下請業者が技能労働者に社会保険料負担額を含む賃金を確実に支払う上で、当該下請業者にその原資が確実に行き渡るよう、元請業者（団体）と建設労働組合との賃金等に関する（産別）労働協約を

締結するなどのしくみを構築すべきである。

5. 「建設業退職金共済制度の拡充」の特徴と見解

1) 特徴

- (1) 「旧提言」において、民間工事での制度の浸透を含め、民間発注者への理解を得る活動など積極的提案を行った結果、2013年度の証紙購入実績が2009年度比13.3倍に増加した。「新提言」においては、元請、下請各層が応分の負担を行い民間工事での完全実施を目指す提言が打ち出された。
- (2) 「旧提言」以降、労働者の個人加入、一人親方の加入実現のため制度改善に取り組んだが施行規則改正の壁に阻まれ実現していない。「新提言」では制度・運用の改善は「就労管理システム」構築の進捗に合わせ検討していくことにした。
- (3) 他産業並みの退職金制度の浸透を専門工事業者・技能労働者に実現し、福利向上を図ることを目標に掲げた。

2) 見解

- (1) 「旧提言」において事業主の未加入や労働者の不知および一人親方の増加への対応策など積極的提案がなされ、この5年間に一定の成果が得られた、と述べている。「旧提言」後の取組み内容をよく分析した上で、更なる取組み強化を図るために、事業主・労働者・一人親方それぞれの加入促進への具体的方針を打ち出すべきである。また、民間工事での完全実施に向け、元請・下請各層が応分の負担を行う提言では、退職金が賃金と同様の性格であることから、元請業者がその原資を負担することを原則とすべきである。
- (2) 特に、制度・運用の改善については専門工事業者や建設労働組合等と協力し引き続き法改正を含む改善に取り組むべきである。
- (3) 退職金制度を他産業並みに広げていく上で、技能労働者・一人親方を組織する建設労働組合と共同し、加入促進、PRを図っていく必要がある。

建設人・9条の会(関西)

ピースな提言

一時期、テレビで流行ったアハ体験。その意味は「今まで知らなかったことをわかったときの不思議なひらめきを感じる体験」のことらしい。脳科学者の監修した変化のわかりにくい動画を一度はみたことがあると思う。物の色や形は変わらないと勝手に思い込む人間の心理を突いているし、全体を俯瞰して変化を見つけることが人は不得意なのだということを思い知らされる。思わぬところ心を捉えられ、暫時の変化に気づかない、気がついたときには様相はずいぶんかわっていることは他にもある。この国のかたちである。集団的自衛権の閣議決定では「事態に迅速かつシームレスな統合的部隊運用」という言葉が出てくる。結局、政府が示した事例はシームレスで歯止めはないのではないのか。アハ体験ならばいつ気づこうが脳が活性化して良かったとなるが、私たちの身近な人たちが戦争で殺し殺されるような世の中にあとから気がついて遅い。心奪われたり、注意をそらすメディアの戦略に心してかからなければならない。(H)



※ 建設人・9条の会(関西)は、集団的自衛権行使の閣議決定の撤回と憲法9条を守り生かすことを求めています。裏面の署名にご協力下さい。

内閣総理大臣 安倍晋三様
衆議院議長 伊吹文明様
参議院議長 山崎正昭様

**集団的自衛権行使は海外で戦争をすることであり、平和憲法の破壊です。
憲法9条を守り、生かしてください。**

【請願主旨】

安倍晋三内閣は2014年7月1日、多くの人々の反対の声を押し切って、集団的自衛権の行使を容認する新たな憲法解釈を強行する「閣議決定」を行いました。これは立憲主義に反して憲法第9条を破壊し、日本を「戦争する国」に変える暴挙です。多くの世論調査が示すように「解釈改憲反対」「集団的自衛権行使反対」「9条改憲反対」は社会の大多数を占めています。このたびの「閣議決定」はこの大多数の声を踏みにじったものです。

日本国憲法は過去の悲慘な侵略戦争と軍国主義の政治を反省し、平和と民主主義を願う人びとの切実な声を基礎にして生まれました。特に憲法第9条は「武力による威嚇又は武力の行使の放棄」「戦力不保持」「交戦権否認」を定め、国内でも世界でも多くの人びとの支持を集めています。

戦争のない平和なアジアと世界を願う私たちは、憲法9条を破壊する集団的自衛権の行使を容認する解釈改憲を絶対に認めません。また明文改憲に反対し、平和憲法を守り、生かすことを強く求めます。

- 【請願事項】**
1. 集団的自衛権行使を容認した「閣議決定」の撤回を求め、これに基づく全ての立法や政策に反対します。
 2. 日本国憲法第9条を守り、生かすことを求めます。

名 前	住 所

【第1次集約は2014年末】

取り扱い団体

署名集約先

九条の会 〒101-0065 東京都千代田区西神田 2-5-7 神田中央ビル 303 電話 03-3221-5075